

2024年2月19日

豪州セーフガードメカニズム

日本エネルギー経済研究所
環境ユニット 省エネルギーグループ
グループマネージャー 金星姫¹

1. 気候変動政策概要

豪州では、政権交代による気候変動政策の方針転換がしばしば生じる。2022年5月の総選挙で8年ぶりに政権を取り戻した労働党は気候変動政策に積極的であり、2030年の温室効果ガス排出削減目標を従来の「2005年比26～28%削減」から「43%削減」に引き上げた。また、豪州初となる気候変動法²(Climate Change Act 2022、2022年9月制定)を制定した。

これまでの豪州の主な気候変動政策は、2015年に開始された「排出量削減基金」(Emissions Reduction Fund)という省エネルギーや温室効果ガス削減プロジェクトからの削減量を政府が買い取る制度である。2012年に排出権価格を23豪ドル(1豪ドル=96.6円)とする固定価格排出量取引制度を導入したが、2013年に労働党から保守連合に政権交代し、炭素価格に対して否定的であったアボット(前)首相は固定価格排出量取引制度を廃止、代わりに排出量を削減する企業にインセンティブを提供する排出量削減基金制度を主な気候変動対策として導入した。ただし、排出削減基金制度への参加は任意であり、参加が義務付けられていなかったため、同制度だけでは豪州の国家削減目標の達成が担保できない可能性や炭素リーケージの懸念³から、企業の排出量の増加を抑制する別途の措置として「セーフガードメカニズム」(Safeguard Mechanism)が2016年7月に導入された。

セーフガードメカニズムは、年間排出量が一定以上の排出施設を対象に政府が排出許容値(キャップ)を設定し、その遵守を管理する制度である。ただし、排出許容値の水準が「当該企業の基準期間中の最大排出量」となっていることに加え、複数年にかけての平均値での遵守を認めるなど、対象企業への削減要求レベルは厳しいものではなく、「企業の排出量がBAUレベルを超えないように管理する」ことに着目した仕組みとなっていた。そこで、労

¹ [songhee\(@\)tky.ieej.or.jp](mailto:songhee(@)tky.ieej.or.jp)

² 気候変動法は、「2030年までに2005年比で43%削減」、「2050年までにネットゼロ達成」といった温室効果ガスの削減目標を明記しており、また、大臣による国会への年次気候変動声明発表の義務付けや気候変動局(Climate Change Authority)の公的諮問権限の強化、定期的進捗のレビューの実施なども規定している。

³ 例えば、ある企業の事業場が排出削減基金制度に参加し、削減量を政府に買い取ってもらう一方で、保有する別の事業場での生産を増加させるなどの排出リーケージ問題などが考えられる。

働党政権は既存のセーフガードメカニズムの制度を強化する形での改正に取り組み、関連改正法案(Safeguard Mechanism (Crediting) Amendment Bill 2023)が2023年3月に議会を通過し、2023年7月1日より施行されている。本稿では、今後の豪州気候変動対策の主軸となるセーフガードメカニズムの制度改正案の詳細について概説する。

2. セーフガードメカニズムの制度設計

2.1. 制度の全体像

セーフガードメカニズムは年間の直接排出量が10万t-CO₂e以上の施設に対して排出許容値を設定し、企業にその遵守を法的に義務付ける制度である。排出量が許容値を超えた場合はオフセットクレジットを活用して、排出量を相殺することも可能である。鉱山、石油、ガス、製造業、廃棄物、運輸部門の約215の企業が対象であり、2020年度の国家排出量の約28%をカバーしている。(図1)

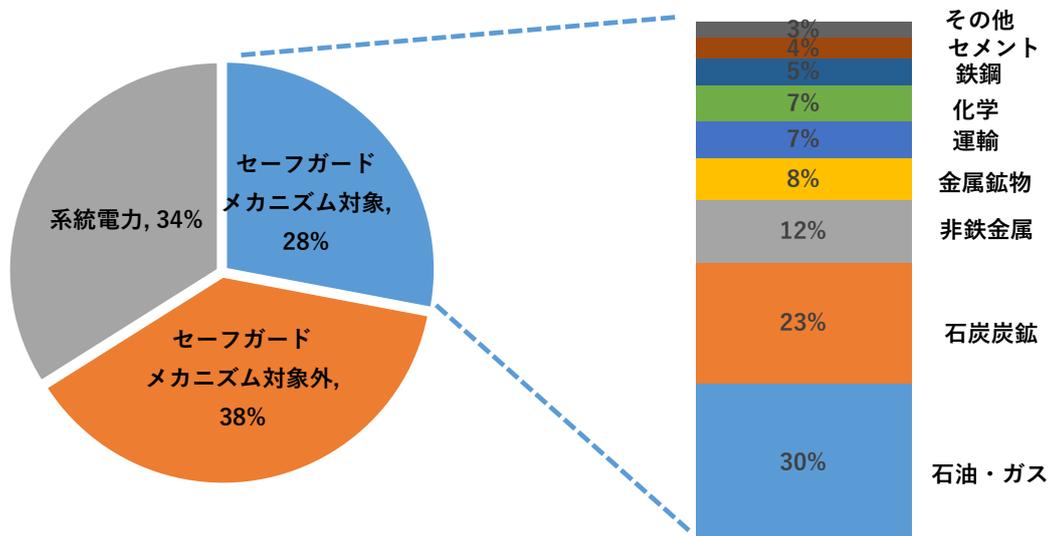


図1. 豪州国家排出量とセーフガードメカニズム

(出所)DCCEEW (2023) Carbon Leakage Review に関する発表資料⁴

従来のセーフガードメカニズムでは制度全体の排出上限を設定していなかったが、2023年の改正において国家削減目標とリンクする排出上限が設定された。図2はセーフガードメカニズムの排出削減目標を表す。セーフガードメカニズムの2030年排出量目標は、2020年比約27%削減の1億トンである⁵。

⁴ https://storage.googleapis.com/files-au-climate/climate-au/p/prj2a056033efffb0b89f5fe/public_assets/Carbon%20leakage%20review%20-%20Consultation%20paper%201%20webinar%20slides.pdf

⁵ 豪州政府は2030年の国家削減目標(2005年比43%削減)は、2020年比では約28.9%削減に相当するこ

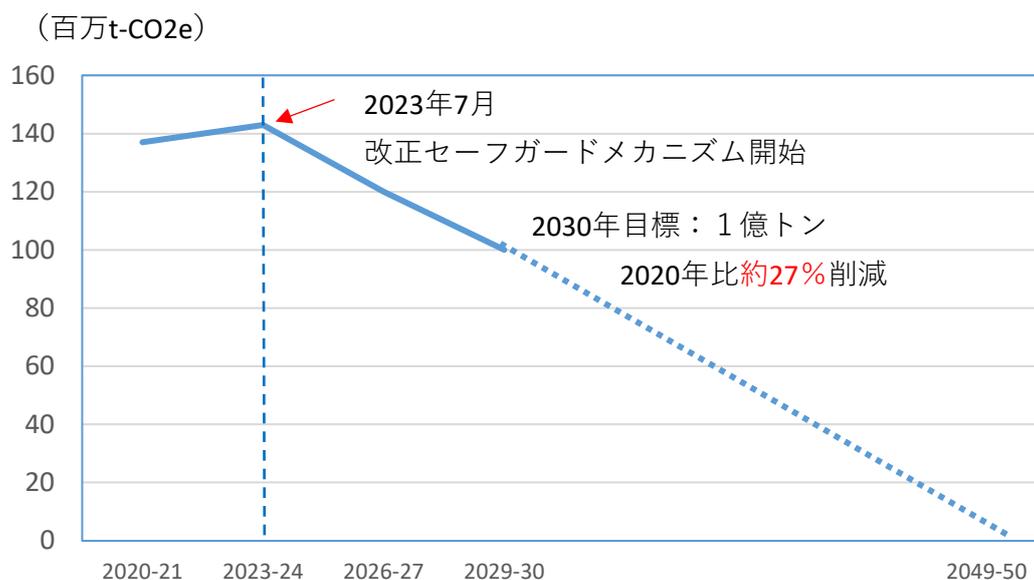


図2 セーフガードメカニズムの2050年に向けた排出量削減パス

(出所)DCCEEW(2023.1) Safeguard Mechanism Reforms Position Paper

2.2. 目標の設定方法

(1) ベースラインの設定方法

セーフガードメカニズム対象となる排出施設の排出許容値(キャップ)の算定には「生産量調整原単位ベースライン」が用いられる。生産量調整原単位ベースライン(以下ベースラインと略)は、主要製品の生産量などの活動量に排出原単位をかけて算出され(式1)、生産量が増減すれば、ベースラインも増減する。

$$\text{生産量調整原単位ベースライン} = \text{実質生産量} \times \text{排出原単位} \times \text{削減率} \quad (\text{式1})$$

ただし、既存施設と新規施設ではベースラインの算出に用いる排出原単位が異なる。既存施設の場合、2030年までは産業平均原単位とサイト固有原単位(site-specific emissions intensity values)を組み合わせた原単位を用いることができる(表1)が、サイト固有の排出原単位から産業平均の排出原単位に徐々にシフトする。加えて、2030年までベースラインより毎年4.9%削減しなければならない。この削減率は新規・既存の区別なくすべての規制対象に一律適用される⁶。2030年以降の削減率は5年ごとに決め、2035年までの削減率は2027年7月に決定される予定である。

とから、国家削減目標と同等の削減を求め、約28%削減水準の9,900万トンを提案していたが、産業界の意見等を踏まえ、1億トンに若干緩和している。

⁶ 国際競争企業には削減率を緩和する。

一方、新規施設⁷の場合、ベースライン算出に用いる原単位として「国際ベストプラクティス水準」が適用される。豪州政府は国際ベストプラクティス水準の検討を開始したところであるが⁸、新旧の競争上の歪みを防ぐため、既存施設が新しい製品を製造する場合は新規として扱い国際ベストプラクティスを適用するとしている。

表1 既存施設のベースライン算定時の原単位反映比率

	2023-24	2024-25	2025-26	2026-27	2027-28	2028-29	2029-30
産業平均：企業固有	10：90	20：80	30：70	40：60	60：40	80：20	100：00

(出所)DCCEEW(2023)Safeguard Mechanism Reforms Factsheet⁹

(2) 新規ガス田の取り扱い

新規施設の排出量目標の算定には、排出原単位として国際的なベストプラクティスの水準が用いられる。とりわけ新規ガス田については、二酸化炭素回収・貯留(carbon capture and storage、CCS)が利用可能であるといった理由から、国際ベストプラクティス水準を「ネットゼロ」と決めている。2023年6月、日本政府は、排出量の相殺に必要なオフセットクレジットが供給されるかなどが不透明であること、CCSの実施可能性への懸念からバロッサ(Barossa)ガスプロジェクトの適用除外を要請した¹⁰。ノーザン・テリトリー沖に位置するバロッサ・ガス田(出資比率：JERA(12.5%)、Santos(50%)、SK E&S(37.5%))は、ダーウィンLNGとパイプラインで結ばれており、2025年頃に生産を開始、2027年頃からCCS開始、2030年頃に本格的なCCS実施の計画となっている。Piers Versteegen, Rod Campbell (2023.5)の分析によると、バロッサガスプロジェクトの排出量のオフセットには500～987百万豪ドルの費用がかかると推定されており、これはプロジェクト資本資金(52億ドル)の約20%に相当する¹¹。

⁷ 2021.7.1以降に制度対象となった施設

⁸ 国際ベストプラクティスベンチマークガイドラインのパブコメを2023.7-8に実施しており、23年末に主要生産品目に対するベンチマークを開発する予定である。

⁹ <https://www.dcceew.gov.au/sites/default/files/documents/safeguard-mechanism-reforms-factsheet-2023.pdf>

¹⁰ S&P Global(2023.6.29)“Japan calls on Australia to exempt Barossa gas project from Safeguard Mechanism”

<https://www.spglobal.com/commodityinsights/en/market-insights/latest-news/lng/062923-japan-calls-on-australia-to-exempt-barossa-gas-project-from-safeguard-mechanism>

¹¹ Piers Versteegen, Rod Campbell (2023.5) The New Safeguard Mechanism and the Santos Barossa Gas Project、The Australia Institute

<https://australiainstitute.org.au/wp-content/uploads/2023/05/P1392-Barossa-Costs-Under-Safeguard-Mechanism-WEB.pdf>

(3) 電力部門の取り扱い

電力部門に関して、「セクトラルベースライン」というセクター全体の排出量目標が設定されており、個々の発電施設に対する排出量目標は設定されていない。ただし、電力部門全体の排出量がセクトラルベースラインを超えた場合には、個別の発電施設に対する規制に切り替わることになっている。発電部門の排出量目標は2009年度～2013年度の間における最大排出量に相当する198百万t-CO₂eに設定されている。発電部門の排出量は2009年をピークに減少しており、再生可能エネルギーの拡大により、2020年の排出量は2005年水準より約20%減少した172百万t-CO₂eであった(図3)。豪州政府の2030年国家排出量の見通しによると、電力部門での削減はさらに進み、2030年の排出量は2005年水準から約60%減少し、79百万t-CO₂e程度になる見通しとなっている¹²。このように発電部門ではすでに脱炭素が進んでいることから、セーフガードメカニズムによる個別発電所への追加的規制は課されていないのである。

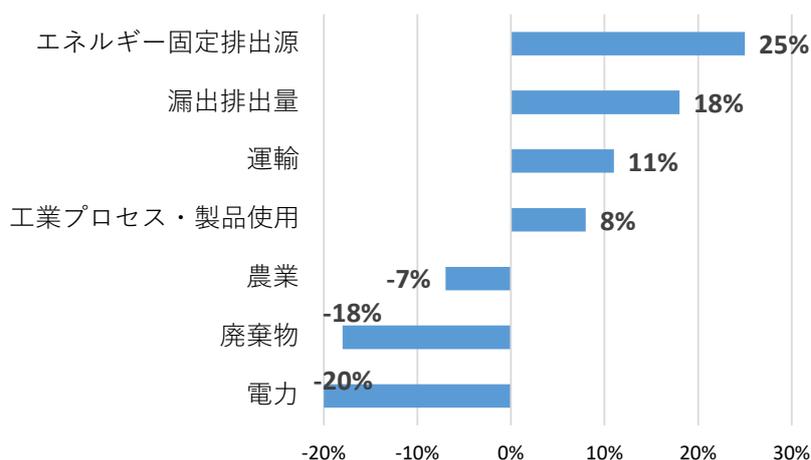


図3 セーフガードメカニズム対象の排出量の変化(2005～2020)

(出所)DCCEEW(2023.1)Safeguard Mechanism Reforms Position Paper

(4) リークエッジ対策

セーフガードメカニズムは、対象国内企業が国際競争上不利にならない、海外への炭素リークエッジを防ぐことを目的に、資金支援と削減負担緩和といった措置が盛り込まれている。支援対象となるのは「排出集約・貿易露出」(emissions-intensive, trade-exposed、以下 EITE)施設であり、貿易露出施設(Trade Exposed facilities)と貿易露出ベースライン調整施設(Trade Exposed Baseline Adjusted (TEBA) facilities)の2つのカテゴリに区分している。表2は各カテゴリの概要と対象基準を表す。

¹² DCCEEW(2022)Australia's emissions projections 2022<https://www.dcceew.gov.au/sites/default/files/documents/australias-emissions-projections-2022.pdf>

表2 EITE 施設のカテゴリ

	概要	対象基準
貿易露出施設	主な製品が貿易にさらされている施設	貿易シェアが10%以上
貿易露出ベースライン調整施設	貿易露出施設のうち特にリーケージに直面している施設	スキームインパクト指標が3%以上

(出所)DCCEEW(2023)Safeguard Mechanism Reforms Factsheet

貿易シェアは生産額に占める貿易額の割合(式2)、スキームインパクト指標は収入に占める制度遵守費用(スキームコスト)の割合(式3)と定義される。また、スキームコストは、当該年の排出超過量に排出権価格を乗じて算出される。スキームコスト算定に用いる排出権価格は毎年6月に規制当局から公表される。

$$\text{貿易シェア} = (\text{輸入額} + \text{輸出額}) \div \text{国内生産額} \quad (\text{式} 2)$$

$$\text{スキームインパクト指標} = \text{年間のスキームコスト} \div \text{当該年の収入} \quad (\text{式} 3)$$

$$\text{スキームコスト} = \text{排出超過量} \times \text{排出権価格} \quad (\text{式} 4)$$

EITEの両カテゴリの施設については、総額19億豪ドル規模の地域活性化基金(Powering the Regions Fund)の内、6億豪ドル規模の専用ファンド「セーフガード変革ストリーム」(Safeguard Transformation Stream)より低排出技術への削減投資に対する補助金が拠出される。また、クリーンエネルギー産業への重要な投入物を供給する産業(鉄鋼、セメント、石灰、アルミニウム、アルミナなど)には4億豪ドル規模の重要投入物ファンド(Critical Inputs Fund)により支援する。ただし、石炭やガスの新設・拡張は、地域活性化基金の対象外となっている。

セーフガードメカニズムは、ベースライン排出量から毎年4.9%の削減を一律に要求するが、貿易露出ベースライン調整(TEBA)施設に対しては4.9%より低い削減率を適用することで削減負担を緩和している。削減率をどの程度引き下げるかは、前述のスキームインパクト指標値や、製造業と非製造業といった要素によって異なる。製造業の場合にはスキームインパクト指標3%以上の場合に、4.9%より低い削減率が適用され、10%を超える場合に最低削減率である1%削減が適用される。スキームインパクト指標が3%以上、10%未満の場合には、段階的に1%から4.9%の間で削減率が適用される。一方、非製造業の場合、スキームインパクト指標3%以上の場合に、4.9%より低い削減率が適用され、8%を超える場合には最低削減率である2%削減となる。なお、3%から8%の場合には、段階的な削減率がスキームインパクト指標に応じて適用される。こうした措置により国外との競争上の公平性を確保しているが、豪州政府は炭素国境調整メカニズムなど、既存の支援策以外のリーケージ対策を導入すべきかについて2024年にかけて検討する予定である。

2.3. オフセットクレジット

セーフガードメカニズムにおいて利用可能なクレジットは「セーフガードメカニズムクレジット」(Safeguard Mechanism Credits、以下 SMC と略)と「オーストラリア炭素クレジット」(Australian Carbon Credit Units、以下 ACCU と略)の二つである。

SMC は、制度対象企業の排出量が削減目標より少ない場合に自動的に発行され、目標遵守や他者への売却、バンキングも可能である。ACCU は、前述の排出削減基金制度(ERF)において登録したプロジェクトによる削減量へ発行される国内オフセットクレジットである。オフセットクレジットを目標遵守のために使用する場合の上限はないが、ACCU の使用量が施設ベースラインの 30%以上を超える場合は制度実施・監督機関であるクリーンエネルギー規制局(Clean Energy Regulator、以下 CER と略)に、削減しなかった理由を説明する書類を提出しなければならない。なお、ERF プロジェクトに参加しているセーフガードメカニズム対象へ SMC と ACCU の両方が発行された場合、ダブルカウントとなる可能性があるが、これを回避するためにセーフガードメカニズム対象施設への ACCU の発行を禁止している。現在実施中の ERF プロジェクトの場合には、クレジット期間中はクレジットが発行されるが、新規契約やクレジット期間の延長はできなくなっており、発生した ACCU に相当する部分を当該施設のネット排出量に計上することになっている。

図4にプロジェクトタイプ別の ACCU 発行量を示す。2018年から2023年第2四半期までの ACCU 発行量は約 8,430 万 t であり、プロジェクトタイプ別に見ると、植林(55.7%)、廃棄物(28.1%)、サバンナ火災管理(9.1%)、省エネ(2.9%)、産業からの露出(2.0%)、運輸(0.1%)の順であった¹³。

2018年から2021年までのデータを見ると、ACCU の主な需要源は ERF 調達であった¹⁴。ERF 調達とは、ERF の予算に基づいて、CER が毎年開催するオークションで採択した削減プロジェクトから政府が買い取る ACCU のことを指す。同期間、セーフガードメカニズム規制対象による需要は 1.4%程度であった。そのほかの需要先として、自治体や州政府の独自プログラムを遵守するために ACCU を購入する場合や、環境配慮からボランタリーに購入・償却する場合などがある。(図5)

2015年4月から2023年3月まで合計15回の ERF 制度によるオークションが開催され、計 443 の削減プロジェクトが採択されており、これら削減プロジェクトからの総削減量見込みは 2 億 1,730 万 t-CO₂e に上る。これら政府のオークションによって採択された削減プロジェクトの削減量 1 トン当たりの平均契約価格は上昇傾向にあり、現在は 17 豪ドル台で推移している。(図6)

¹³ Clean Energy Regulator 四半期炭素市場レポート 2018年～2023年版

<https://www.cleanenergyregulator.gov.au/Infohub/Markets/quarterly-carbon-market-reports>

¹⁴ ACCU 需要について 2022 年分より ERF 調達及びセーフガードメカニズム需要を公表していないため、2021 年までを示した。

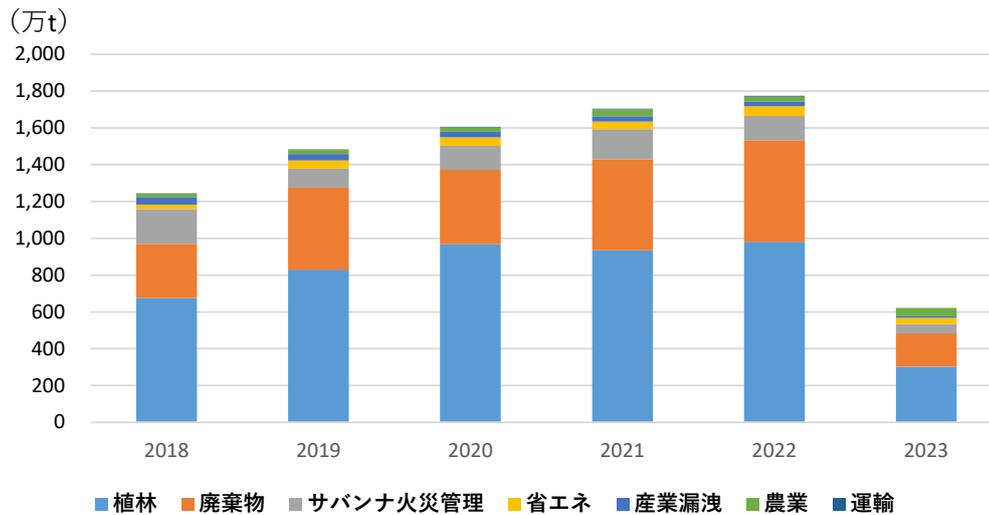


図4 プロジェクトタイプ別の ACCU 発行量(2018年～2023年)

(注)2023年は第2四半期までのデータ

(出所)Clean Energy Regulator の炭素市場四半期レポート 2018年～2023年の各版より作成

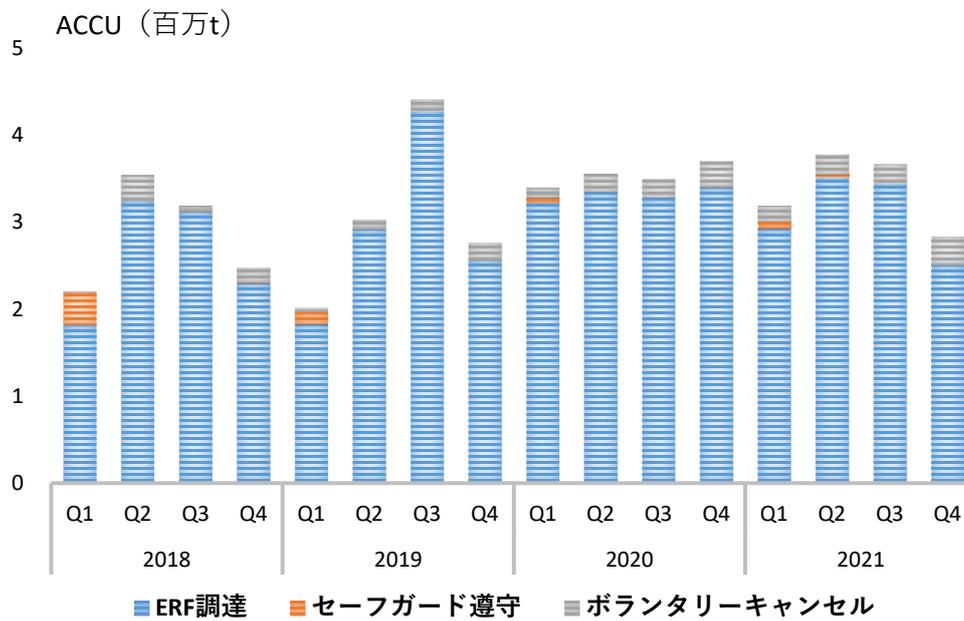


図5 ACCU 需要の内訳と推移(2018年～2021年)

(注)ERF 調達 は ERF オークションで採択された削減プロジェクトから政府が調達した ACCU を指す

(出所)Clean Energy Regulator の炭素市場四半期レポート 2018年～2021年の各版より作成

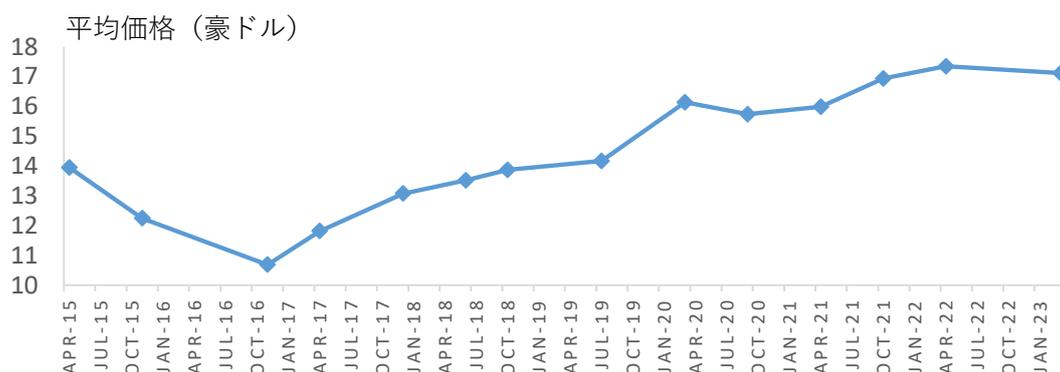


図6 オークションにおける ACCU 価格の推移(2018年～2021年)

(出所)Clean Energy Regulator、2015年～2023年 Auctions results より作成¹⁵

図7は炭素市場参加者の中で誰が ACCU を保有しているかを表す¹⁶。2023年第2四半期における ACCU の累積保有量は約 2,760 万 t-CO₂e であるが、セーフガードメカニズムの改正案が議論された 2022 年から 2023 年の間に保有量が約 1,620 万 t-CO₂e 増加した。保有者別に見るとブローカー(35.3%)、プロジェクト参加者(32.5%)、企業(20.8%)、セーフガードメカニズム対象(11.4%)となっており、セーフガードメカニズムの改正に合わせて、将来の ACCU 需要増加の予想から、特にブローカーやセーフガードメカニズム対象外の企業らにおいて保有量を増やしている。一方、ACCU のスポット価格は 2020 年までは 16 豪ドル台で推移していたが、2022 年 1 月には 57.5 豪ドルまで上昇し、2023 年は 30 豪ドル台で推移している。

¹⁵ <https://www.cleanenergyregulator.gov.au/ERF/auctions-results>¹⁶ 2018 年については保有者別のデータがないため、2019 年より集計した。

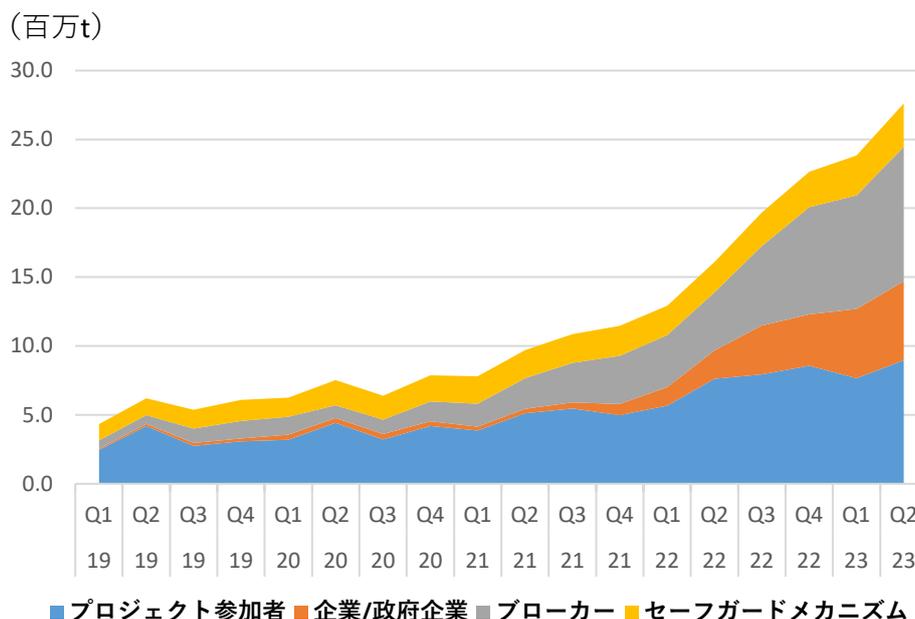


図7 ACCU保有状況(2019～2023)

(出所)Clean Energy Regulator の炭素市場四半期レポート 2019年～2023年の各版より作成

2.4. 排出量のMRV

規制対象企業の排出量の算定、認証と規制当局への報告については、国家温室効果ガス及びエネルギー報告制度(National Greenhouse and Energy Reporting (NGER) scheme)の規定に基づいている。表3にNGERの制度概要を、表4にセーフガードメカニズムの主要なスケジュールを表す。なお、CERはセーフガードメカニズム企業の遵守結果を公表しており、企業の排出量、ベースライン排出量、ネット排出量、使用したオフセットクレジット量などが公開されている。

表3 国家温室効果ガス及びエネルギー報告制度の概要

項目	概要
根拠法	National Greenhouse and Energy Reporting Act 2007 (NGER Act)
制度概要	企業に対して年間のGHG排出量、エネルギー生産量、エネルギー消費量の報告を義務化
対象 (1つでも満たすと対象)	施設基準：GHG排出量(Scope1&Scope2)が25,000t-CO ₂ e以上、エネルギー生産量が100TJ以上、エネルギー消費量が100TJ以上 企業グループ基準：GHG排出量(Scope1&Scope2)が50,000t-CO ₂ e以上、エネルギー生産量が200TJ以上、エネルギー消費量が200TJ以上
報告事項	排出量(scope1、scope2)、エネルギー生産量、エネルギー消費量等を報告
情報公開	公開する情報は企業のGHG総量、エネルギー使用量、発電所ごとの発電量、排出量(総量、Scope1、Scope2)、排出原単位、グリッド連結有無、一次燃料源などの情報を公開
公開基準	企業全体のGHG排出量(scope1+scope2)が50,000tCO ₂ -e以上
報告期限	企業は毎年の10月末までに関連データを報告し(注)、規制当局(CER)は毎年2月末に情報を公開

(注)排出量 100 万 t-CO₂e 以上の企業は監査報告書の提出が必要

(出所)Clean Energy Regulator(CER)ウェブサイト¹⁷、National Greenhouse and Energy Reporting Act 2007
等より著者作成

表4 セーフガードメカニズムの主要スケジュール

期限	内容
6月30日	制度遵守期限
10月31日	報告(排出量、生産量)、EITE 申請期限
11月15日	複数年モニタリング申請期限
1月31日	SMC 発行
2月28日	ボローイング申請期限
3月31日	ACCU・SMC 提出期限

(出所)DCCEEW(2023)Safeguard Mechanism Reforms Factsheet

2.5. 他の政策との関係

排出許容値以下に排出量を抑えることを法的に義務付けるセーフガードメカニズムは、ERF 制度(2023年10月より ACCU スキームと称している)の一環として導入されたものである。ERF 制度の主な構成要素はクレジット化、取引、排出量削減のセーフガードの3つである。セーフガードメカニズムは、当初企業の排出量が BAU(business-as-usual)水準を超えないよう担保し、ERF 制度を補完することを目的としていたが、豪州の温室効果ガス削減目標とのリンクを強化する形で改正された。なお、セーフガードメカニズムは国家温室効果ガス及びエネルギー報告制度(NGER)により執行・運用されており、制度遵守に活用するオフセットクレジットに関しては炭素クレジット規則(Carbon Credits (Carbon Farming Initiative) Rule 2015)及び豪州国内排出権登録簿規則(Australian National Registry of Emissions Units Regulations 2011)に準拠している。

3. GX ETS への示唆

豪州セーフガードメカニズムの制度デザイン上の特徴には、1)事前割当排出権がない、2)対象施設の排出許容値(キャップ)が生産量の増減に連動して増減する、3)複数年モニタリングが選択できる、4)実質電力部門は規制対象外である、5)新規施設に対する基準が非常に厳しいといった点などがある。1)、2)については、制度設計上、可能な限り余剰排出枠の発生を防ぐための措置と考えられる。3)は企業に柔軟性を与える措置であり、4)については、追加的対策がなくても排出削減が進んでいる電力部門の現状を反映したものであ

¹⁷ Clean Energy Regulator(CER)「About the National Greenhouse and Energy Reporting scheme」
<https://www.cleanenergyregulator.gov.au/NGER/About-the-National-Greenhouse-and-Energy-Reporting-scheme>

る。

今後、その実施の影響が注目されるのは5)の措置である、新規ガス田にネットゼロを要求するなど、新規施設に国際ベストプラクティス水準を求め、さらに国際ベストプラクティス水準から毎年4.9%の削減を求めている。新規施設にあまりに厳しい基準を適用すると、企業の立場からは新規施設投資には慎重にならざるを得なくなり、その結果、効率の悪い古い施設の寿命が延長されてしまうことも考えられる。今後の国際ベストプラクティス水準の決定やその運用、また、2030年以降の制度設計によりこういった懸念が回避できるかが注目される。

参考文献

Australian Government Federal Register of Legislation, Australian National Registry of Emissions Units Rules 2023 (2023.5)

<https://legislation.gov.au/F2023L00526/asmade/downloads>

Australian Government Federal Register of Legislation, National Greenhouse and Energy Reporting Act 2007 (2023.12)

<https://www.legislation.gov.au/C2007A00175/latest/text>

Australian Government Federal Register of Legislation, National Greenhouse and Energy Reporting (Safeguard Mechanism) Amendment (Reforms) Rules 2023

<https://www.legislation.gov.au/Details/F2023L00528>

Australian Government Federal Register of Legislation, Safeguard Mechanism (Crediting) Amendment Act 2023 (2023.4)

<https://www.legislation.gov.au/C2023A00014/latest/text>

Australian Government Federal Register of Legislation, Carbon Credits (Carbon Farming Initiative) Amendment (No. 2) Rules 2023

<https://www.legislation.gov.au/Details/F2023L00527>

Clean Energy Regulator の炭素市場四半期レポート 2019年～2023年の各版

<https://www.cleanenergyregulator.gov.au/Infohub/Markets/quarterly-carbon-market-reports>

Department of Climate Change, Energy, the Environment and Water (DCCEEW) (2022)
Australia's emissions projections 2022

IEEJ：2024年2月掲載 禁無断転載
各国の排出量取引制度(第4回)

<https://www.dcccew.gov.au/sites/default/files/documents/australias-emissions-projections-2022.pdf>

DCCEEW (2023) Guidelines: setting international best practice benchmarks

https://storage.googleapis.com/files-au-climate/climate-au/p/prj27e7dceae5e03566a91ee/public_assets/Draft%20guidelines%20-%20setting%20International%20best%20practice%20benchmarks.pdf

DCCEEW (2023.1) Safeguard Mechanism Reforms Position Paper

https://storage.googleapis.com/files-au-climate/climate-au/p/prj2a056033efffb0b89f5fe/public_assets/Carbon%20Leakage%20Review%20consultation%20paper%20-%20November%202023.pdf

DCCEEW (2023) Safeguard Mechanism Reforms Factsheet

<https://www.dcccew.gov.au/sites/default/files/documents/safeguard-mechanism-reforms-factsheet-2023.pdf>

Piers Verstegen, Rod Campbell (2023.5) The New Safeguard Mechanism and the Santos Barossa Gas Project, The Australia Institute

<https://australiainstitute.org.au/wp-content/uploads/2023/05/P1392-Barossa-Costs-Under-Safeguard-Mechanism-WEB.pdf>

お問い合わせ: report@tky.iecej.or.jp

別表 豪州セーフガードメカニズムの概要

概要	名称	The Safeguard Mechanism
	法的根拠(法律名)	<ul style="list-style-type: none"> ・ Safeguard Mechanism (Crediting) Amendment Act 2023 ・ National Greenhouse and Energy Reporting (Safeguard Mechanism) Amendment (Reforms) Rules 2023 ・ Carbon Credits (Carbon Farming Initiative) Amendment (No. 2) Rules 2023 ・ Australian National Registry of Emissions Units Rules 2023
	概要	鉱山、石油・ガス生産、製造業、運輸、廃棄物クターを対象とした国内の排出量取引制度
	監督機関	クリーンエネルギー規制局 (Clean Energy Regulator)
	制度開始時期	2016年～ (2023.7.1より改正制度開始、5年ごとにレビュー)
対象	単位	施設単位
	主な対象者の要件	スコープ1の排出量が年間10万t-CO ₂ e以上の施設
	対象ガス	6ガス (CO ₂ , CH ₄ , N ₂ O, HFCs, PFCs, SF ₆)
	排出ポイント(直接・間接)	直接排出量 (スコープ1排出量)
	カバレッジ	国家排出量の約28%程度 (約215大規模設備)
目標の設定方法	割当方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存施設は産業平均排出原単位と固有排出原単位の組み合わせの原単位に生産活動量をかけてベースライン値を算出し、そこから毎年4.9%削減 ・ 新規施設には国際ベストプラクティスの排出原単位に生産活動量をかけてベースライン値を算出し、そこから毎年4.9%削減
柔軟性措置	バンキング・ボローイング	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2030年まではバンキングに制限なし。セーフガードメカニズムクレジット (SMCs: Safeguard Mechanism Credits) 発行年に関係なく制度遵守のために使用できる。2030年以降の使用については2026-27の制度見直しの際に決定 ・ 2030年まではベースラインの10%までのボローイングが可能 (ボローイング後は毎年10%の利子が発生。ただし、最初の2年の利子率は2%)
	他クレジットの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度対象施設の排出量がベースラインより少ない場合は自動的にセーフガードメカニズムクレジット (SMCs) を発行。SMCsは制度遵守のための償却、他者へ売却またはバンキングできる。 ・ 国内オフセットクレジット (ACCU: Australian Carbon Credit Units) が使用できる。海外クレジットは現時点では使用不可。
	価格対策(上限価格・下限価格の設定、市場監視メカニズム)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排出量がベースラインを超過した施設 (のみ) は固定価格で政府からACCUを購入できる⇒2023-24年は75ドル、固定価格は毎年CPIプラス2パーセント値上げ
	負担軽減・リーケージ対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貿易露出施設には地域活性化基金 (PRF: Powering the Regions Fund) 内の6億豪ドル規模の専用ファンド「セーフガード変革ストリーム (Safeguard Transformation Stream)」より削減投資に対する補助金を支援 ・ 貿易露出ベースライン調整施設 (Trade Exposed Baseline Adjusted (TEBA) facilities) に対してはベースラインの削減率を緩和
市場	他制度とのリンク(検討状況)	—
	登録簿/MRVの方法	国家温室効果ガス及びエネルギー報告制度 (National Greenhouse and Energy Reporting (NGER) scheme) に準拠

	導入経緯(導入に至るまでの議論、当初案と最終制度の違いを説明)	<ul style="list-style-type: none"> 2030年国家削減目標の強化に伴い2016年導入したセーフガードメカニズム制度を改正し、制度としての排出目標を設定し、企業のキャップも強化している。
罰則	遵守コスト	<ul style="list-style-type: none"> 強制履行、侵害通知、裁判所の差し止め命令、罰金など 従来の罰金は、超過排出量の大きさではなく、不遵守の日数に基づいていたが、超過量に連動する形に改定 <p>【罰金の考え方】</p> <p style="padding-left: 40px;">ペナルティ=1 ペナルティ単位×超過排出量トン数</p> <ul style="list-style-type: none"> 超過排出量トン数とは、モニタリング期間(通常1年間)の施設の純排出量とベースライン排出量との差。ペナルティ単位は275豪ドル

(出所) 各種資料より著者作成